蓮田市訓令第２号

　蓮田市保有個人情報等管理規程を次のように定める。

　　令和５年３月１７日

蓮田市長　　山　口　京　子

蓮田市保有個人情報等管理規程

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　管理体制（第３条―第７条）

第３章　職員の責務（第８条）

第４章　保有個人情報等の取扱い（第９条―第２１条）

第５章　情報システムにおける安全の確保等（第２２条―第３６条）

第６章　電算室等の安全管理（第３７条・第３８条）

第７章　保有個人情報等の提供及び業務の委託（第３９条―第４１条）

第８章　サイバーセキュリティの確保（第４２条）

第９章　安全管理上の問題への対応（第４３条―４５条）

第１０章　監査及び点検の実施（第４６条―第４８条）

第１１章　雑則（第４９条・第５０条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、市の機関における個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第６６条第１項に規定する保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（第３９条第１項において「安全管理措置」という。）、個人情報保護法第１２１条第２項に規定する行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７

号。以下「番号法」という。）第１２条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 市の機関　蓮田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年蓮田市条例第２２号）第２条第１項の市の機関をいう。

　(2) 課等　次に掲げるものをいう。

　　ア　蓮田市行政組織規則（平成１８年蓮田市規則第５６号）第３条に規定する課、同規則第４条第１項の会計室及び同規則第１４条第１項の総合窓口管理課

　　イ　蓮田市教育委員会事務局組織規則（平成２年蓮田市教育委員会規則第２

号）第２条に規定する課

　　ウ　蓮田市選挙管理委員会規程（昭和３７年蓮田市選挙管理委員会規程第１

号）第１５条の事務局

　　エ　蓮田市公平委員会

　　オ　蓮田市監査委員に関する条例（昭和４２年蓮田市条例第２５号）第２条の事務局

　　カ　蓮田市農業委員会処務規程（平成２６年蓮田市農業委員会規程第１号）第２条第１項の事務局

　　キ　蓮田市固定資産評価審査委員会

　　ク　蓮田市水道事業及び下水道事業管理規程（昭和４２年蓮田市企業管理規程第２号）第２条に規定する課

　　ケ　蓮田市消防本部組織規則（昭和６３年蓮田市規則第１５号）第３条に規定する課

　(3) 特定個人情報等　個人番号及び特定個人情報をいう。

　(4) 保有個人情報等　保有個人情報並びに市の機関が保有する行政機関等匿名加工情報及び特定個人情報等をいう。

　(5) 個人番号利用事務等　個人番号利用事務又は個人番号関係事務をいう。

　(6) 事務取扱担当者　特定個人情報等を取り扱う職員をいう。

　(7) 漏えい等　漏えい、滅失又は毀損をいう。

　(8) アクセス　情報に接する行為をいう。

　(9) 記録媒体　保有個人情報等が記録されている媒体をいう。

２　前項に規定するもののほか、この訓令において使用する用語は、個人情報保護法及び番号法において使用する用語の例による。

第２章　管理体制

（総括保護管理者）

第３条　市に、総括保護管理者を置く。

２　総括保護管理者は、副市長をもって充てる。

３　総括保護管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

４　副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

（保護管理者）

第４条　課等に、保護管理者を１人置く。

２　保護管理者は、課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

３　保護管理者は、課等における保有個人情報等の管理に関する事務を総括す

る。

４　保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱うときは、当該情報システムの管理者と連携して、前項の事務を行う｡

５　保護管理者は、事務取扱担当者及びその役割を指定する。

６　保護管理者は、事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

７　保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 事務取扱担当者がこの訓令に違反している事実又は兆候を把握した場合の総括保護管理者への報告連絡に関すること。

(2) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の事務取扱担当者から保護管理者への報告連絡に関すること。

(3) 特定個人情報等を複数の課で取り扱う場合の課等の任務分担及び責任の明確化に関すること。

(4) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応に関すること。

　（保護担当者）

第５条　課等に、保護担当者１人（業務上必要と認められる場合にあっては、複数

人）を置く。

２　保護担当者は、保護管理者が指定する者をもって充てる。

３　保護担当者は、保護管理者を補佐し、課等における保有個人情報等の管理に関する事務を行う。

（監査責任者）

第６条　市に、監査責任者を置く。

２　監査責任者は、総合政策部政策調整課長をもって充てる。

３　監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する。

　（研修）

第７条　総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

２　総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

３　総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に行うものとする。

４　保護管理者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため

に、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第３章　職員の責務

第８条　職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第４章　保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第９条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスをする権限（次項及び第３項において「アクセス権限」という。）を有する職員及びその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

２　アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスをしてはならな

い。

３　職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスをしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第１０条　保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 記録媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) 前３号に掲げるもののほか、保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

２　職員は、前項各号に掲げる行為を行うときは、保護管理者の指示に従い、当該行為を行うものとする。

（誤りの訂正等）

第１１条　職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の訂正等を行うものとする。

（記録媒体の管理等）

第１２条　職員は、保護管理者の指示に従い、記録媒体を施錠ができるキャビネット等に保管するものとする。

２　職員は、記録媒体を外部に送付し、又は持ち出す場合は、原則として、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。第２２条第２項及び第３７条第３項において同じ。）を使用して権限を識別する機能（第２２条第１項及び第３７条第３項において「認証機能」という。）を設定する等の当該保有個人情報へのアクセスの制御のために必要な措置を講ずるものとする。

　（誤送信等の防止）

第１３条　職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録若しくは記録媒体の誤送信、誤送付若しくは誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

（消去及び廃棄）

第１４条　職員は、保有個人情報等又は記録媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下この条、第３７条第４項及び第４７条において同じ。）が不要となった場合は、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該保有個人情報等の消去又は記録媒体の廃棄を行うものとする。

２　前項の場合において、保有個人情報等の消去又は記録媒体の廃棄を委託（２以上の段階にわたる委託（以下「再委託等」という。）を含む。）するときは、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取ることにより、委託先（再委託等先を含む。第４０条第２項第９号、第３項第４号、第６項及び第７項において同じ。）において当該保有個人情報等の消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第１５条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

（外的環境の把握）

第１６条　保護管理者は、保有個人情報等が外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合にあっては、クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国）において取り扱われるときは、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、当該保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人番号の利用の制限）

第１７条　事務取扱担当者は、番号法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用するものとする。

（個人番号の提供の求めの制限）

第１８条　事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第１９条　事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（特定個人情報等の収集・保管の制限）

第２０条　事務取扱担当者は、番号法第１９条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報等を収集し、又は保管してはならない。

（取扱区域）

第２１条　保護管理者は、事務取扱担当者等以外の者による特定個人情報等の閲覧等の防止のため、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にする等の必要な措置を講ずるものとする。

第５章　情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第２２条　保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第３４条を除く。）及び次章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等の当該保有個人情報等へのアクセスを制御するために必要な措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、前項の措置を講ずる場合は、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第２３条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセスの状況を記録し、その記録（以下この条において「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第２４条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じ

て、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のために必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第２５条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第２６条　保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第２７条　保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第２８条　職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製を行う場合は、その対象を必要最小限とし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

２　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時に消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

（暗号化）

第２９条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

２　職員は、その処理する保有個人情報等について、前項の措置を踏まえ、適切に暗号化を行うものとする。

（記録機器等の接続制限）

第３０条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、ＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器及び媒体（第３７条において「記録機器等」という。）の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずるものとする。

（端末の限定）

第３１条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末の盗難防止等）

第３２条　保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

２　職員は、保護管理者が必要と認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第３３条　職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が当該職員以外の者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）

第３４条　職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

（バックアップ）

第３５条　保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成

し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム設計書等の管理）

第３６条　保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第６章　電算室等の安全管理

　（入退管理）

第３７条　保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下この章において「電算室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、記録機器等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、必要があると認めるときは、電算室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の電算室等の安全を管理するための措置を講ずるものとする。

３　保護管理者は、電算室等の入退の管理について、必要があると認めるときは、身分証明書の提示を求めるとともに、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備し、その定めを定期又は随時に見直し、及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする

４　前３項の規定は、記録媒体を保管するための施設を設けている場合において、保護管理者が必要と認めるときについて準用する。

　（電算室等の管理）

第３８条　保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、電算室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の整備等の措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、災害等に備え、電算室等に、耐震、防火等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第７章　保有個人情報等の提供及び業務の委託

（保有個人情報等の提供）

第３９条　保護管理者は、個人情報保護法第６９条第２項第３号の規定により他の行政機関等の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、安全管理措置を講ずることを求めるとともに、保有個人情報の提供を受ける者に対し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について、保有個人情報の提供を受ける者との間で書面を取り交わす措置

(2) 提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより、安全管理措置の実施状況を確認してその結果を記録するとともに、その改善等を要求する措置

２　前項の規定は、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合について準用する。この場合において、同項中「第６９条第２項第３号」とあるのは「第６９条第２項第４号」と、「他の行政機関等の者」とあるのは「行政機関等以外の者」と、「必要があると認めるときは」とあるのは「原則として」と読み替えるものとする。

３　保護管理者は、個人情報保護法第１０９条第２項及び第３項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

４　保護管理者は、個人情報保護法第１０９条第２項及び第１１５条の規定（第１１８条の規定により第１１５条の規定を準用する場合を含む。）により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約相手方」という。）から個人情報保護法第１１２条第２項第７号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するととも

に、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認するものとする。

５　保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

（業務の委託等）

第４０条　保護管理者は、保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は個人番号利用事務等若しくは行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合は、保有個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合は、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理状況の検査に関する事項その他必要な事項について書面で確認するものとする。

　(1) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

　(2) 再委託等の制限、事前承認等の再委託等に係る条件に関する事項

　(3) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の複製等（第１０条第１項各号に掲げる行為をいう。）の制限に関する事項

　(4) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置に関する事項

　(5) 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

　(6) 委託終了時における個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の消去及び記録媒体の返却に関する事項

　(7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

　(8) 契約内容の遵守状況についての定期的な報告に関する事項

(9) 委託先における委託された個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

３　保護管理者は、個人番号利用事務等を外部に委託する場合は、契約書に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を明記するものとする。

　(1) 特定個人情報等の持ち出しの禁止に関する事項

　(2) 特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化並びに当該従事者の監督及び教育に関する事項

　(3) 契約内容の遵守状況の報告に関する事項

　(4) 必要に応じて実施する委託先に対する実地の調査に関する事項

４　取扱いを委託する個人情報及び特定個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

５　保護管理者は、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報、行政機関等匿名加工情報等及び特定個人情報等の管理の状況について、定期又は随時に原則として実地検査による確認を行うものとする。

６　保護管理者は、個人番号利用事務等の委託先が番号法に基づき市が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

７　保護管理者は、保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は個人番号利用事務等若しくは行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務が再委託等される場合は、委託先に第１項の措置を講じさせるとともに、再委託等される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を講ずるものとする。

８　保護管理者は、個人番号利用事務等が再委託等される場合は、番号法に基づき市が果たすべき措置と同等の措置が図られることを確認した上で再委託等の諾否を判断するものとする。

９　保護管理者は、保有個人情報若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務、個人番号利用事務等又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

　（保有個人情報の匿名化）

第４１条　保護管理者は、保有個人情報を提供し、又はその取扱いに係る業務を委託する場合は、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第８章　サイバーセキュリティの確保

第４２条　保護管理者は、保有個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築

し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成２６年第１０４号）第２６条第１項第２号のサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

第９章　安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第４３条　保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又はその兆候を把握したとき、事務取扱担当者がこの訓令に違反している事実又は兆候を把握したとき等の安全管理上で問題となる事案が発生した場合には、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

２　保護管理者は、保有個人情報等の安全管理上で問題となる事案が発生した場合は、被害の拡大防止若しくは復旧等のために必要な措置を速やかに講じ、又は職員に講じさせなければならない。

３　保護管理者は、前項の事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、当該事案が特に重要であると認められるときは、直ちに総括保護管理者に報告するものとする。

４　総括保護管理者は、前項の報告を受けたときは、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告するものとする。

５　保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している課等に当該措置を共有するものとする。

　（個人情報保護法及び番号法に基づく報告及び通知）

第４４条　保護管理者は、保有個人情報又は特定個人情報の漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第６８条第１項又は番号法第２９条の４第１項の規定による個人情報保護委員会への報告及び個人情報保護法第６８条第２項又は番号法第２９条の４第２項の規定による本人への通知を要するときは、前条に定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。

（公表等）

第４５条　保護管理者は、前条の報告及び通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への連絡等の措置を講じなければならない。

２　保護管理者は、前項の規定による公表を伴う漏えい等が生じたとき、この訓令に違反している事実があったときその他市民の不安を招きかねない事案が生じたときは、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供するものとする。

第１０章　監査及び点検の実施

（監査）

第４６条　監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第２章から前章までに規定する措置の状況その他市の機関における保有個人情報等の管理の状況について、定期又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第４７条　保護管理者は、課等における記録媒体、保有個人情報等の処理経路及び保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第４８条　総括保護管理者及び保護管理者は、監査又は点検の結果を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第１１章　雑則

（他の規程との関係）

第４９条　他の規程の規定により、情報システムの管理に関する事項について、この訓令と別段の定めが設けられている場合にあっては、この訓令に定めるもののほか、当該規程の定めるところによる。

（細則）

第５０条　この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の適切な管理のための措置に関し必要な事項は、総括保護管理者が別に定める。

２　保護管理者は、この訓令を実施し、又は保有個人情報等の適切な管理のため、必要があるときは、細則を定めることができる。

３　保護管理者は、前項の細則を定め、変更し、又は廃止したときは速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。